

平成 29 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファ  
代表者名 代表取締役社長 浅野 薫  
(JASDAQ・コード4760)  
問合せ先 常務取締役 高尾 宏和  
(TEL. 086-277-4535)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 11 日開催の取締役会において、平成 29 年 11 月 27 日開催予定の第 35 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 3 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株とする株式併合を実施するものであります。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の 36,000,000 株から 3,600,000 株に変更することといたします。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合の方法・比率

平成 30 年 3 月 1 日をもって、平成 30 年 2 月 28 日の最終の株主名簿に記録された株主様

の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 8 月 31 日現在）	9,154,442 株
株式併合により減少する株式数	8,238,998 株
株式併合後の発行済株式総数	915,444 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（平成 29 年 8 月 31 日現在）	36,000,000 株
株式併合後の発行可能株式総数	3,600,000 株

⑤株式併合による影響

株式併合により、当社の発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 8 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	772 名（100.00%）	9,154,442 株（100.00%）
10 株未満	214 名（27.72%）	266 株（0.00%）
10 株以上	558 名（72.28%）	9,154,176 株（100.00%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合をおこなった場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 214 名は株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載のとおり株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、現行定款第 6 条および第 7 条の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 3 月 1 日をもって効力を生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除するものといたします。

②経営環境の変化に迅速に対応し、経営基盤の一層の強化を図るため、現行定款第 21 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項の役付取締役に会長職を追加するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000</u>株とする。</p> <p>第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、社長 1 名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>3,600,000</u>株とする。</p> <p>第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>会長および社長各 1 名</u>ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>附則 <u>第 6 条および第 7 条の変更の効力発生日は、平成 30 年 3 月 1 日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 10 月 11 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 11 月 27 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 3 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 3 月 1 日 (予定)
定款の一部変更 (第 6 条および第 7 条) の効力発生日	平成 30 年 3 月 1 日 (予定)
定款の一部変更 (第 21 条) の効力発生日	平成 29 年 11 月 27 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 30 年 3 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 2 月 26 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位として用いられている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的を教えてください。

A 3. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

併せて、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様がご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となります。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に配当を行う場合は、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6. 単元株式数の変更および株式併合を同時に行うため、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例 1	2,500 株	2 個	250 株	2 個	なし
例 2	1,455 株	1 個	145 株	1 個	0.5 株
例 3	342 株	0 個	34 株	0 個	0.2 株
例 4	8 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の 2、3、4）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、お支払代金につきましては、平成 30 年 5 月ごろお支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式 10 株未満の株主様（上記の例 4）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例 2、例 3、例 4 の株主様は、株式併合前に「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A 7. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問合せ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

以 上